

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
発行所 京都府  
政策法務課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目次

告示	ページ	公告	ページ
○随意契約の相手方の決定	(医療課) 405	○令和8年度ふぐ処理師試験の実施	(生活衛生課) 406
○公共測量の終了	(用地課) ♪	○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出	(中丹広域振興局) ♪
○京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正	(住宅政策課) ♪	○令和8年度職業訓練指導員試験の実施(人材育成課)	407
		○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課、山城北土木事務所) 409

## 告示

### 京都府告示第365号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年7月3日

京都府知事 西脇 隆俊

- 契約内容  
京都府救急医療情報システムサーバー等更新業務
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府健康福祉部医療課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 契約日  
令和8年6月18日
- 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社NTTデータ  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号 豊洲センタービル
- 契約金額  
41,800,000円
- 契約の方法  
随意契約
- 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

### 京都府告示第366号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和7年京都府告示第487号)が令和8年3月31日終了した旨測量計画機関の長である京都市長から通知があった。

令和8年7月3日

京都府知事 西脇 隆俊

測量の地域  
京都市全域

### 京都府告示第367号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示(平成10年京都府告示第55号)の一部を次のように改正し、令和8年7月3日から施行する。

令和8年7月3日

京都府知事 西脇 隆俊

表城南団地の項中

103~105、202、203、405号	0.8780
上記以外	0.8180

を

	0.9681
--	--------

に改め、同

表向日台団地の項中

1棟		0.8299
2棟		0.8300
3棟		0.8290

を

1棟		0.9915
----	--	--------

に改

める。

**公 告**

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）第8条第1項の規定により、令和8年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和8年7月3日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

ア 学科試験

令和8年10月18日（日）  
午後1時30分から午後2時30分まで

イ 鑑別試験及び実技試験

令和8年10月25日（日）  
午前9時から午後5時まで

(2) 場所

京都調理師専門学校  
（京都市右京区太秦安井西沢町4番5）

2 試験科目

次の各科目について試験を行う。

(1) 学科試験

ア 水産食品の衛生に関する知識

イ ふぐに関する一般知識

(2) 鑑別試験

ふぐの種類鑑別

(3) 実技試験

ふぐの処理に関する実技

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 写真（受験願書提出前6箇月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

ウ 受験手数料

7,250円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）

なお、鑑別・実技試験に使用するふぐの費用は、別途、受験者の実費負担とする。

(2) 受付期間

令和8年9月7日（月）から令和8年9月11日（金）まで

受付時間は、午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(3) 受付場所及び提出方法

京都府文化生活部生活衛生課、京都府保健所又は京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎若しくは宮津総合庁舎内の総合案内・相談センターに持参すること。

4 合格発表

令和8年11月19日（木）午前9時から京都府庁、京都府保健所並びに京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎に合格者の受験番号を掲示する。

5 その他

(1) 受験願書等は、3の(3)の受付場所において、令和8年8月3日（月）から令和8年9月11日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時（令和8年9月11日（金）にあっては、午後4時30分）まで配布する。

(2) 試験についての問合せは、京都府文化生活部生活衛生課（電話（075）414-4759）又は京都府保健所に行うこと。



次の事項に係る建物について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があった。

令和8年7月3日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出者の名称

株式会社NTT西日本アセット・プランニング

2 建物の名称及び所在地

サンドラッグ福知山店  
福知山市宇土小字論所1番地2



職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の規定により、令和8年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年7月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験（指導方法及び関連学科）を実施する職種  
和裁科

(2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表第11に掲げる免許職種のうち、和裁科を除く全職種

2 試験の科目

免許職種	試験の科目
和 裁 科	〔学科試験〕 1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
和裁科を除く全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定のうち、規則別表第11の2に掲げる職種で、受験する免許職種に応じた検定職種に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 拘禁刑以上の刑又は旧刑法の禁錮以上の刑に処せられた者
- イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

次のとおりとする。ただし、天候の悪化等により災害に関する警報が発令されるなど、試験の実施が困難となるおそれがあると事前に判断された場合は、試験の実施を令和8年9月12日（土）以降に順延することがある。

試験科目	試験日時
学科試験のうち指導方法	令和8年9月5日（土） 9：00～10：00
和裁科の関連学科	令和8年9月5日（土） 10：10～12：20

6 試験場所

京都府立京都高等技術専門学校（京都市伏見区竹田流池町121番地の3）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書、写真（申請前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚）及び郵便切手85円1枚
- イ 受験資格を証する書類（4の(1)のア又はイに掲げる者に該当することを証する書類）
- ウ 試験の免除を受けようとする者は、3に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 申請書類の提出方法

申請は、提出先への持参又は郵送による。

郵送の際は、簡易書留によることとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と青書きすること。  
（提出先）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係

(3) 申請書類の受付期間

令和8年7月6日（月）から令和8年8月17日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（令和8年8月17日（月）付消印有効）

(4) 受験手数料

次に掲げる額を別途交付する納付書により納付の上、納付済証を受験申請書の所定欄に貼り付けること。

学科試験 3,100円

(5) 納付書の交付方法

ア 対面による交付

(3)の受付期間中に、京都府商工労働観光部人材育成課（京都府庁第2号館3階）で交付する。

イ 郵送による交付

郵送による交付を希望する場合は、次の(ア)及び(イ)を(2)の提出先へ送付すること。

なお、郵送の際は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験手数料納付書交付依頼」と青書きすること。

受付は令和8年8月3日（月）までとし、同月4日（火）以降に到着したものは郵送による交付は行わない。

(ア) 110円分の郵便切手を貼り付け、住所を記載した納付書返送用封筒（長形3号）

(イ) 必要事項を記入した「納付書発行依頼書」

8 合否判定の基準

- (1) 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて、満点の6割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、満点の5割以上の得点がある場合は、合格とする。
- (2) 学科試験のうち指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
- (3) 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について、満点の6割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて、満点の5割以上の得点がある場合（(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

9 合格発表の方法

令和8年9月11日（金）に合格者の受験番号を京都府のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/>）に掲載するとともに、合格者（一部合格者を含む。）宛て通知する。

10 その他

- (1) 受験申請用紙は、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係において交付する。
- (2) 受験申請用紙の郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円切手を貼り付けた返送用封筒(角形2号)を同封の上、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係に送付すること。  
なお、郵送の際は、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請用紙交付依頼」と青書きすること。
- (3) 試験に関する問合せは、京都府商工労働観光部人材育成課職業訓練推進係（電話075-414-5105）に行うこと。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年7月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
城陽市奈島下ノ段12の1の一部、13の1の一部、

13の5

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
城陽市奈島下ノ段13の1

松井 禎之

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市宇治御廟80の2

（関連区域）

宇治市南陵町五丁目4の40の一部、69の4の一

部、80の4の一部、宇治蛇塚25の1の一部、25の2の一部、123の1の一部、123の2の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

宇治市大久保町上ノ山36の1

株式会社ホームズ

3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

城陽市寺田尼塚43の1、47の1の一部、47の18、  
寺田大谷7の3、148の1、150の1、151の4

(関連区域)

城陽市寺田尼塚14の1の一部、43の13の一部、47  
の5の一部、47の6の一部、47の7の一部、47の9  
の一部、68の1の一部、68の444の一部、寺田大谷  
191の2の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

城陽市寺田新池38の15

株式会社京滋ハウジング